

都城市スポーツ賞選考基準内規

第1条 この内規は、都城市スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）の受賞者の選考について、その基準を設けることを目的とする。

第2条 この内規は、一般財団法人都城市スポーツ協会理事会（以下「理事会」という。）の諮問機関として設置された都城市スポーツ賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考するスポーツ賞に対して適用する。

第3条 スポーツ賞は、都城市に居住しているか、または本市の学校及びスポーツ団体に所属している者であり、本市の体育・スポーツの振興に寄与した者の中から次の基準によって選考する。ただし、通信記録大会の成績は、この基準から除くものとする。

2 大会は選手権大会を対象とする。

3 全国大会については、主催者が中央競技団体等（日本スポーツ協会〔JSPO〕への加盟団体）、九州大会については、主催者が中央競技団体直属で、九州を統轄する団体であることを基準とする。

別紙1 「中央競技団体等（日本スポーツ協会加盟団体）一覧表」

4 県大会より上位の大会は、県協会（連盟）の選考を経たものに限る。

（県協会〔連盟〕の選考を経ないで参加できる〔参加した〕大会の成績は認めない）

5 スポーツ賞被表彰者は、一般財団法人都城市スポーツ協会に加盟する団体及び個人とする。（傘下を含む）ただし、一般財団法人都城市スポーツ協会に加盟していない個人及び団体で、特別に優秀な成績を収めた場合には協議する。

（1） 功労賞（指導者）の部

1） 本市の学校及びスポーツ団体に所属している指導者で、人格・見識ともに優れ、多年（10年以上）にわたり、本市体育・スポーツの振興に著しく貢献した55歳以上の者とする。（1団体2名まで）

（2） 優秀賞の部

1） 団体の部

ア） 学校及び団体等において県大会（ただし、県民総合スポーツ祭は除く。）に出場して、同一大会において2年連続優勝した者。

イ） 学校及び団体等において九州大会に出場して、優勝した者。

ウ） 学校及び団体等において全国大会に出場して、3位以内入賞を収めた者。

2） 個人の部

ア） 各種大会に出場し、この間において県記録を更新した者。

イ） 県大会（ただし、県民総合スポーツ祭は除く。）に出場し、同一大会において2年連続優勝した者。

ウ） 九州大会に出場し、優勝した者。

エ） 全国大会に出場し、8位以内の入賞を果たした者。

オ） 選抜チームの一員として、九州大会優勝もしくは、全国大会3位以内入賞の成績を収めた場合は、個人として表彰する。

カ） 大学生等で、県外に活動拠点のある者についての表彰は、特別賞に値する功績があった場合に、特別賞の部で表彰する。

（3） 特別賞の部

1） 都城市出身者でスポーツ競技において、国際的または全国的な大会（国際大会〔オリンピックを含む〕）に出場し、優秀な活躍または成績（〔個人及び団体の一員含む〕・

全国大会連覇・日本記録樹立など)及び8位以内入賞等、その功績が顕著な者及びそれを支えた者(指導者・トレーナー・マネージャーなど)とする。

- 2) 毎年2名以内を原則とし、受賞は1回のみとする。
- 3) 受賞した者は、表彰式に原則として参加できる者であること。

6 推薦書の作成

(1) 一般(大学生を含む)は、競技団体が推薦書を作成する。

(2) 小学生・中学生及び高校生の推薦

1) 競技団体が推薦書を作成し提出する場合

都城市スポーツ協会は、受理した推薦書に係る体育連盟会長に対し、競技団体から推薦があった旨の連絡を行う。

この際、クラブチーム等に所属している者を推薦する場合は、必ず所属クラブ名等を記載する。

2) 学校が推薦書を作成し提出する場合

都城市スポーツ協会は、受理した推薦書に係る競技団体の長に対し、学校等から推薦があった旨の連絡を行う。

3) 都城市スポーツ協会に加盟していない競技団体で、スポーツ賞表彰選考基準内規に該当する功績を収めた個人(都城市在住者に限る)並びに団体の推薦書の作成

都城市スポーツ協会が該当者(団体)の功績を把握した場合は、都城市スポーツ協会が推薦書を作成する。

(3) 推薦書作成の調整

推薦書作成に関し、競技団体あるいは学校の双方が推薦者(団体)の功績を把握した場合で、推薦窓口の一本化の調整依頼があった場合は、都城市スポーツ協会が調整する。

第4条 この内規によって選考の対象となる者は、その年の1月1日から12月31日までの1年間における体育・スポーツの実績及び功労についてとし、以下年度ごとに順次これにならうものとする。

ただし、選考委員会終了後から12月31日までの間に表彰に値する成績を収めた団体、個人があった場合には、その翌年に表彰するものとする。

この際、選考委員会終了後に表彰に値する功績を収めた団体・個人があった場合で、小・中・高校の最高学年に在学する者が関わっていた場合は、特例として、スポーツ賞選考委員会終了後直近の理事会までを当該年度表彰とし、それ以降については、翌年の表彰とする。

第5条 この内規に基づいて選考した結果については、都城市長及び観光スポーツPR部並びに都城市教育委員会に対し報告するものとする。

第6条 この内規に基づいて表彰された者は、スポーツ賞名簿に登録し、その栄誉を永久にたたえるものとする。

第7条 この内規に基づいて表彰された者が、その後本市のスポーツの名誉を毀損し品位を落とすような行為をした場合は、選考委員会において審査し、理事会の決議を得て、都城市スポーツ賞名簿から抹消するものとする。

第8条 この内規は、理事会の決議を経て成立するものとする。

第9条 表彰は、一般財団法人都市スポーツ協会長がこれを行う。

2 被表彰者に対し、賞状並びに副賞として、功労賞・特別賞には盾、優秀賞にはメダルを授与する。

附 則

- 1 この内規は、昭和52年12月15日から施行する。
- 2 昭和56年9月25日第9条追加
- 3 昭和62年1月1日一部改正
- 4 平成2年10月5日一部改正
- 5 平成8年10月29日一部改正
- 6 平成9年9月1日一部改正
- 7 平成12年4月27日一部改正、第3条の2追加
- 8 平成12年11月6日一部改正
- 9 平成15年11月5日一部改正
- 10 平成19年6月26日一部改正
- 11 平成20年4月21日一部改正
- 12 平成21年4月23日一部改正
- 13 平成22年4月21日一部改正
- 14 平成26年7月1日一部改正
- 15 平成28年6月1日一部改正
- 16 平成28年10月17日一部改正
- 17 令和2年3月17日一部改正（第3条3項、[3]特別賞・4項、第4条 修正）
- 18 令和2年5月12日一部改正（申し合せ マスターズを追記）
- 19 令和3年4月1日一部改正（名称変更）
- 20 令和4年10月7日一部改正（第5条 報告）（スポーツ政策課が市長部局[商工観光部]へ組織改編されたため 商工観光部を追記）
- 21 令和6年3月25日一部改正（第3条第5項(2)カ）追記及び、第6項を新規追記）
- 22 令和6年5月17日一部改正（第5条 報告）（スポーツ政策課が組織改編により商工観光部から観光スポーツPR部に編入されたため）

都城市スポーツ賞選考委員会基準内規申し合せ事項

■ 高専の取り扱いについて

- ① 全国大会で準優勝以上
- ② 九州大会・西日本大会→高校の県大会と同等

■ マスターズ大会を、都城市スポーツ賞表彰の対象大会とする

(ただし、中央競技団体が主催する選手権大会に限る。また年齢は 35 歳以上とする)

別紙 2 マスターズ大会一覧表

第 3 条

(1) 団体の部

- 1) 学校及び団体等において県大会(ただし、県民総合スポーツ祭は除く。)に出場して、同一大会において 2 年連続優勝した者。・・毎年 OK
※ 高専は、九州大会・西日本大会で 2 年連続優勝した者。
- 2) 学校及び団体等において九州大会に出場して、優勝した者。
※ 西日本大会は、準優勝以上
※ 小学生以下は、九州大会以上(中央競技団体主催または、共催した大会に限る)の成績を対象とする。
- 3) 学校及び団体等において全国大会に出場して、3 位以内入賞の成績を収めた者。

第 3 条

(2) 個人の部

- 1) 本市の学校及びスポーツ団体に所属している指導者で、人格識見ともにすぐれ、多年本市体育・スポーツの振興に著しく貢献した 55 歳以上の者とする。
※ 退職後が望ましい。1 団体から 3 人以上はむずかしい。
- 2) 県大会に出場し、この間において県記録を更新した者。
- 3) 県大会(同一大会)において、2 年連続個人優勝した者。
例：< 1 回目表彰 > 第 1 回 第 2 回大会で連続
< 2 回目表彰 > 第 3 回 第 4 回大会の連続が対象となる
※ 高専は、九州大会・西日本大会で 2 年連続優勝した者。
- 4) 九州大会に出場し、優勝した者。
※ 西日本大会は、3 位以上。
※ 小学生以下は、九州大会以上の成績を対象とし、全国大会は中央競技団体主催、九州大会(西日本大会含む)は、中央競技団体主催または共催する大会とする。
- 5) 全国大会に出場し、8 位以内の入賞を果たした者。
※ 高専は、全国大会で準優勝以上
- 6) 上記に準ずる成績をあげた者。
- 7) 県選抜チームの一員として九州大会優勝もしくは、全国大会 3 位以内入賞の成績を収めた場合は、個人として表彰する。